

豊田市立小・中・特別支援学校長様

豊田市教育委員会  
学校教育課長 小山 幾子  
保健給食課長 加藤 世明

### 卒業式におけるマスクの取扱いに関する基本的な考え方について（通知）

このことについて、令和5年2月13日付け4西三教第4971号で西三河教育事務所長から別添写しのとおり通知がありました。

つきましては、下記の基本的な方針等を踏まえ、学校や地域の実情に応じて、卒業式を適切に実施してください。

なお、年度内における卒業式以外の学校教育活動については、従来どおり、メリハリのあるマスクの着用をしてください。

#### 記

##### 1 基本的な方針について

- ・児童生徒及び教職員については、式典全体を通じてマスクを外すことを基本とする。
- ・国歌、校歌等の斉唱や合唱、児童生徒による「呼びかけ」等を行う時は、マスクの着用など一定の感染症対策を講じた上で実施する。
- ・保護者等に対しては、マスクの着用を求めるとともに、座席間に触れ合わない程度の距離を確保する。その上で、感染対策上の参加人数の制限は不要とする。

##### 2 感染症対策について

- ・効果的な換気や咳工チケットの推奨など、必要な感染症対策を講じる。
- ・発熱に限らず、咽頭痛や咳等、ふだんと異なる症状がある場合は、卒業式への参加を控えるよう徹底する。

##### 3 その他

- ・さまざまな事情・理由により、マスクの着用を希望する児童生徒や、マスクを着用できない児童生徒もいることから、学校や教職員がマスクの着脱を強いることのないようにする。また、児童生徒の間でも、マスクの着用の有無による差別・偏見等がないよう適切な指導を行う。
- ・卒業式の実施方法については、生徒児童や保護者等に対して、丁寧な説明や情報発信を行う。既に案内している場合は、変更点を明確に伝える。
- ・詳細については、別添「卒業式におけるマスクの取扱い等について」を御確認ください。

#### 【問合せ】

(卒業式に関すること)

担当：学校教育課（早川）

電話：0565-34-6662

(感染予防に関すること)

担当：保健給食課（横山）

電話：0565-34-6663

1月27日及び2月10日の政府対策本部決定を踏まえ、卒業式におけるマスクの取扱いに関する基本的な考え方についてお知らせします。



4文科初第2153号  
令和5年2月10日

各都道府県教育委員会教育長  
各指定都市教育委員会教育長  
各都道府県知事  
各指定都市・中核市市長  
附属学校を置く各國公立大学法人の長  
各文部科学大臣所轄学校法人理事長  
小中高等学校を設置する学校設置会社を  
所轄する構造改革特別区域法第12条  
第1項の認定を受けた各地方公共団体の長  
厚生労働省社会・援護局長  
殿

文部科学省初等中等教育局長  
藤原 章夫

#### 卒業式におけるマスクの取扱いに関する基本的な考え方について（通知）

1月27日に開催された新型コロナウイルス感染症対策本部において、「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更等に関する対応方針について」が決定され、新型コロナウイルス感染症について、

- ・ オミクロン株とは大きく病原性が異なる変異株が出現するなどの特段の事情が生じない限り、5月8日から「新型インフルエンザ等感染症」に該当しないものとし、5類感染症に位置付ける
- ・ マスクについては、屋内では基本的にマスクの着用を推奨するとしている現在の取扱いを改め、行政が一律にルールとして求めるのではなく、個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることを基本として検討する
- ・ マスクの取扱いの検討に関しては感染状況等も踏まえて行い、今後早期に見直し時期も含めその結果を示す
- ・ その際、子どもに関して発育・発達の妨げにならないよう配慮が必要であるとの指摘があることに留意する

等とされるとともに、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（以下「基本的対処方針」という。）について、「三（5）まん延防止」の「3）緊急事態措置区域及び重点措置区域以外の都道府県における取組等」において、イベント等の開催に当たっての収容率の上限について変更が行われました。

また、本日 2 月 10 日に開催された新型コロナウイルス感染症対策本部においては、「マスク着用の考え方の見直し等について」（以下「2 月 10 日付け政府対策本部決定」という。）が決定され、その中において、「4 月 1 日より前に実施される卒業式におけるマスクの着用については、卒業式の教育的意義を考慮し、児童生徒等はマスクを着用せず出席することを基本とし、その際の考え方を示す」とされるとともに、基本的対処方針においても同趣旨の記載が盛り込まれたところです。

今後、実施が予定されている卒業式に向けては、各学校において既に準備が進められているものと思いますが、特に卒業式は、学校生活の中で節目となる重要な行事であり、児童生徒等にとっても特別な意味を有するものとなります。

このため、卒業式が有する教育的意義に鑑み、2 月 10 日付け政府対策本部決定を踏まえた卒業式におけるマスクの取扱いに関する基本的な方針について、別添「卒業式におけるマスクの取扱い等について」とおりお示ししますので、教育委員会等の学校の設置者や各学校においては、この基本的な方針を踏まえ、各地域や学校の実情に応じて、卒業式の適切な実施に努めていただくようお願いします。

また、2 月 10 日付け政府対策本部決定においては、4 月 1 日以降の新学期におけるマスクの着用の考え方について、「学校教育活動の実施に当たっては、マスクの着用を求めるないことを基本とする」等とされており、これらに係る留意事項等については、改めてお知らせする予定ですので、御承知置きください。

併せて、同本部決定においては、学校におけるマスク着用の考え方の見直しについては、令和 5 年 4 月 1 日から適用することとされていますので、令和 5 年 3 月 31 日までの年度内における卒業式以外の学校教育活動においては、従来どおり、文部科学省が作成する「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」や関連する事務連絡等を踏まえつつ、メリハリのあるマスクの着用をお願いします。

以上について、各都道府県教育委員会教育長におかれましては所管の学校（専修学校高等課程を含む。以下同じ。）及び域内の市（指定都市を除く。）区町村教育委員会に対して、各指定都市教育委員会教育長におかれましては所管の学校に対して、各都道府県知事及び小中高等学校を設置する学校設置会社を所轄する構造改革特別区域法（平成 14 年法律第 189 号）第 12 条第 1 項の認定を受けた各地方公共団体の長におかれましては所轄の学校及び学校法人等並びに域内の市（指定都市及び中核市を除く。）区町村長に対して、各指定都市・中核市市長におかれましては所管の認定こども園に対して、附属学校を置く各國公立大学法人の長におかれましてはその管下の学校に対して、各文部科学大臣所轄学校法人理事長におかれましてはその設置する学校に対して、厚生労働省社会・援護局長におかれましては所管の専修学校高等課程に対して、周知されるようお願いします。

以上

＜本件連絡先＞

文部科学省

初等中等教育局 健康教育・食育課

03-5253-4111（内 2918）